

令和6年度 八潮市事業者用太陽光発電システム等 設置費補助金のご案内

八潮市では、再生可能エネルギーの利用促進を図り、地球温暖化対策を推進するため、対象設備の設置に対し、補助金を交付します。

申請期間

令和6年5月10日（金曜日）から令和7年3月21日（金曜日）まで

※ 先着順に受付し、予算枠に達し次第受付を締め切ります。

※ 設置工事完了後の申請です。

申請方法

環境リサイクル課（本庁舎3階）窓口へ直接提出してください。

※ 業者の方が提出する場合は、委任状をご提出ください。



補助金の額 ※併用可能

太陽光発電システム（3.5kW以上）	15万円
蓄電池システム（4.0kWh以上）	5万円

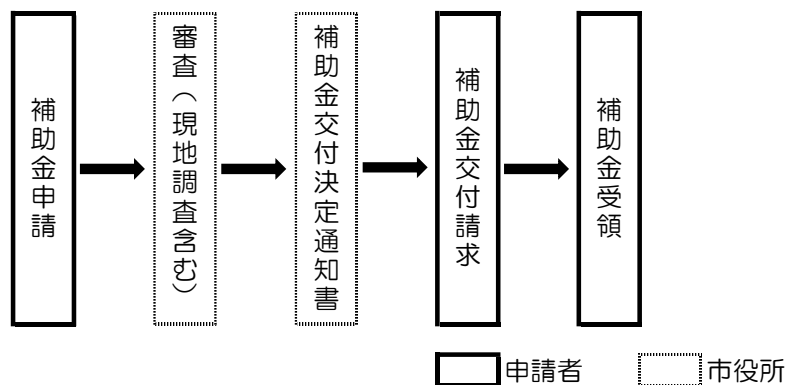
補助対象者（次の条件をすべて満たす方が対象です）

- 太陽光発電システムを設置した場合にあっては、**令和5年4月1日から令和7年3月20日までに電気事業者と特定契約を締結していること**
- 蓄電池システムにおいては、**令和5年4月1日から令和7年3月20日までに購入かつ設置していること**
- 市内に本店登記を有する者又は市内に住所を有し、かつ、事業所を有する者
- 自ら補助対象設備を購入し、建築物及びその敷地に太陽光発電システム等を設置する者
- 市税を滞納していない者
- 補助対象設備を設置する建築物及びその敷地に法令違反がないこと
- この要綱による補助金の交付を**同一の対象設備において**受けたことがないこと

申請時に必要な書類

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②設置場所の案内図（地図等）
- ③設置工事請負契約書の写し
- ④設置に係る図面（太陽光については、太陽電池モジュールの配列を示す図面）
- ⑤仕様・規格等が判別できる書類（仕様書・カタログ等）
- ⑥設置工事に要した費用の領収書及び明細書（参考様式1でも可）の写し
- ⑦設置完了後の現況写真
- ⑧太陽光発電システムを設置した場合にあっては、電気事業者と特定契約を締結したことを証明する書類
- ⑨市税完納証明書（発行後1箇月以内のもの）
- ⑩法人登記事項証明書または法人営業届出済証明書（発行後3箇月以内のもの）
もしくは、個人事業の開業・廃業届出書（控用）（税務署受付印が押印されているものに限る。）の写し
- ⑪未使用品であることを証明できる書類（保証書の写しまたは参考様式2、太陽電池モジュールの製造番号及び出力対比表は不可）
- ⑫その他市長が必要と認める書類

手続きの流れ



※必要に応じて、発電量・買電量の報告を求められることがありますので、ご協力をお願いします。

詳しくは、市ホームページ及び要綱をご覧ください

申請書の提出・問い合わせ先

八潮市 生活安全部 環境リサイクル課
電話048-996-2111（内線338）

